		担当課	長寿介護課	検索番号	5 - 1
法令名	愛媛県高齢者大学校規則	根拠条項	第6条		
不利益処分	愛媛県高齢者大学校受講許可の取り消し				

(根拠規定)

第6条 知事は、受講生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、受講の許可を取り消すことがある。

- (1) 疾病その他の理由により、修了の見込みがないとき。
- (2) 大学校の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反するとき。

(処分基準)

愛媛県高齢者大学校受講許可及び取消基準

- 3 規則第6条第1号の規定により受講の許可を取り消すときとは、受講時間数が本来受講すべき時間数の半分に満たないと判断されるときとする。
- 4 規則第6条第2号の規定により受講の許可を取り消すときとは、日常の受講態度等から、他の受講生の学習を著しく阻害する恐れのあるときとする。

(その他)